

千葉市立加曽利貝塚博物館と市原歴史博物館との連携協力に関する協定書

千葉市立加曽利貝塚博物館（以下「甲」という。）と市原歴史博物館（以下「乙」という。）は、以下のとおり、縄文時代貝塚遺跡及びその出土資料の保存・活用において連携協力するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲及び乙が連携協力することにより、相互の博物館資料・人材及び施設等を活用し、縄文時代貝塚遺跡に関わる調査・研究、展示、教育普及を推進することにより、甲及び乙の相互の発展と充実に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力する。

- 一 博物館資料、情報及び展示に関すること。
- 二 教育普及活動に関すること。
- 三 博物館資料の調査・研究に関すること。
- 四 博物館職員の交流に関すること。
- 五 その他甲及び乙が必要と認める事項。

（推進体制）

第3条 甲及び乙は、前条の連携協力事項を円滑に進めるため、それぞれに窓口を設け、連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからの変更又は終了の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本協定を証するため本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 2月16日

甲 千葉市立加曽利貝塚博物館

乙 市原歴史博物館

館長

館長